



令和8年4月から難病患者やがん患者など、病気を抱える労働者の「治療と就業の両立支援」が全ての事業主の努力義務になりました。  
両立支援に取り組むことで労働者の健康確保、就業継続とともに、人材の定着、継続的な人材の確保など様々な効果が期待されます。

※ 厚生労働省HP「治療と仕事の両立支援ナビ」

医学の進歩により、難病の治療が進んでおり

**難病**のある方も**少しの配慮**で働くことができます!

※ 令和8年4月1日現在の指定難病数は348疾病

### 埼玉県指定難病の状況

全国の指定難病の人数..... 1,121,462人

埼玉県の指定難病の人数..... 57,061人

人数順の10疾患人数..... 31,977人 (県全体数の約56%)

順位	指定難病の名称	人数(人)	構成比(%)
1	潰瘍性大腸炎	8,948	16
2	パーキンソン病	6,883	12
3	全身性エリテマトーデス	3,853	7
4	クローン病	2,849	5
5	好酸球性副鼻腔炎	1,774	3
6	重症筋無力症	1,666	3
7	全身性強皮症	1,644	3
8	後縦靭帯骨化症	1,485	3
9	皮膚筋炎/多発性筋炎	1,465	3
10	多発性硬化症/視神経脊髄炎	1,410	2
小計	※10疾患	31,977	56
合計		57,061	100

出典:令和6年度末現在 厚生労働省 衛生行政報告例